

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ときがわ町は、山林が町土の約7割を占める豊かな自然環境を背景に木工、建具産業を主な産業として発展してきた。

人口は、平成7年以降、減少し高齢化が進展しており、今後、人口は減少傾向で推移すると見込まれている。

近年の住宅様式の変化に伴い、木工、建具産業が衰退する中、都心から60km圏内の土地の特性を生かし、町の東側には製造業者が多く進出している。

現在、中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして町内事業者に対して、中小企業経営近代化資金利子補給事業等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

##### (2) 目標

ときがわ町は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の1つとなり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

ときがわ町は、木工、建具産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種がときがわ町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向

上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、観光資源である景観及び環境との調和や配慮が必要な観点から、自家消費を主たる目的として自己所有の建築物の屋根又は屋上に設置するものは対象とし、雑種地、山林、田畑及びその他遊休地等に野立てで設置するものは対象としない。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

ときがわ町の産業は、町の東側に製造業、西側に木工、建具産業と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、ときがわ町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

ときがわ町は、木工、建具産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種がときがわ町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

導入促進基本計画の3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。